

平成20年度 国立大学法人広島大学 年度計画

【平成20年3月31日 文部科学大臣へ届出】

※年度計画の各項目の○数字は、中期計画の○数字に対応

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

【教養教育の成果に関する具体的目標の設定】

- ①～④ 教養教育科目区分の再編効果の結果等を参考にして、科目数等の適正化について検討を行う。
- ⑤a. 「平和に関する授業科目」を全学1年次生の教養教育科目として開講するための検討を行う。
- b. 国際大学ネットワーク（INU）加盟大学と連携したグローバルシティズンシップセミナー及び平和に関する授業科目（WebCTによるOnline授業等）を引き続き実施するとともに、質的改善を図る。

【卒業後の進路等に関する具体的目標の設定】

- ①～②a. キャリア支援のための、各学部とキャリアセンターの連携体制を更に整備する。
- b. 「キャリアデザインガイド」について、検証し充実を図るとともに、各学部の要請に対応したキャリアガイダンスについて、一層の充実を図る。
- c. 卒業生によるキャリアセミナー等を検証し、一層の内容の改善を行う。

【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】

- ①a. 蓄積したTOEICのスコアを用いて学生の英語力及び英語学習状況の推移を分析する。
- b. 平成19年度に行った教育課程・教育内容の改善について検証する。
- ② 平成19年度に実施した卒業生やその就職先に対するアンケート調査の集計結果の分析をさらに進めるとともに、キャリア支援プログラムを総合的に企画・運営する。

(大学院課程)

【大学院の教育成果に関する具体的目標の設定】

- ① 体系的・組織的な指導体制、複数指導教員制について実質的に機能しているかを検証する。また、各研究科・専攻の特性に応じて、学位取得にいたるまでのロードマップを全学的レベルで公開するための試行を行う。
- ② 博士課程前期の学生のために、各研究科・専攻で掲げた人材養成の目的に沿うように、教育カリキュラムを体系的に編成するなど、質的教育改善に向けた取組を推進する。
- ③ 国際的に質の高い学術論文を書くことのできる能力を身につけさせるための教育指導法を考案し、可能なものは、実施する。

【修了後の進路等に関する具体的目標の設定】

- ① 各研究科、大学院課程会議及びキャリアセンター等が連携して大学院修了後のキャリア

パスを早期に考えさせるため、博士課程前期学生に対するキャリア教育科目を新たに開設することを検討する。

- ② 各研究科、大学院課程会議及びキャリアセンター等が連携して大学院修了後のキャリアパスを考えさせるため、博士課程後期学生に対するキャリア教育科目を新たに開設することを検討する。

また、博士課程後期学生に対する特別の就職ガイダンスやセミナーの実施を検討する。

企業に対し、博士課程後期学生の採用計画を調査し、学生への情報提供と進路支援を強化する。

- ①～② 大学院生全体の就職活動を支援するガイドブックの作成に向けて検討を始めるとともに、大学院生の進路指導を強化し、キャリア相談を充実させる。

【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】

- ① 平成19年度に実施した教育成果に関する点検評価の結果を、教育研究活動の改善のサイクルの中に明確に位置づけるとともに、社会に対して公表する。
- ② 平成19年度に実施した修了生やその就職先に対するアンケート調査の集計結果の分析をさらに進めるとともに、キャリア支援プログラムを総合的に企画・運営する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】

- ①a. アドミッション・ポリシーの表現を分かりやすく工夫するとともに、選抜方法等が、これらのアドミッション・ポリシーに応じた、分かりやすいものになっているか見直しを行う。
- b. 広島大学AO選抜による入学者並びに一般選抜（前期日程および後期日程）の入学者別の追跡調査を継続する。
募集単位について、統合して大括りにすることができないか、教育内容・体制の改善とあわせて検討を行う。
- ② 「フェニックス入学制度」や早期入学制度を含め時代に対応した入学者選抜制度の在り方について、各学部を交えた全学の場で検討する。
- ③ 時代にふさわしい新たな入学者選抜方法での学生募集を開始する。(H21 入学)
- ④a. 入学者選抜に係る総合的な広報活動を、高大接続及び大学院進学と関連付け、各地域オフィスの機能を活用しながら、地域戦略を持って展開する。
- b. 平成19年度に地方試験を先行で実施した募集単位の状況を踏まえ、他の募集単位について引き続き検討を行う。

【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】

- ③ 各教育プログラムにおいては、各教育プログラムが設定した定量的な到達度測定を実施し、その結果を改善に結びつける。

- ④a. 現在開設している副専攻プログラムに加えて、更にすべての主専攻プログラムに対応した副専攻プログラムの開設について検討するとともに、特定プログラムの新規開設についても検討する。
- b. 副専攻プログラムの実施状況から、ジョイントディグリー制度の導入が可能かどうか検討する。
- c. 継続的に新たなプログラムの開設が可能か検討する。
- ⑤ 学士課程教育と大学院教育とをリンクさせる仕組みを教育プログラムに反映できるか検討する。
- ⑥ 教員養成の到達目標を明示する「教職実践演習」について授業内容及び方法について検討する。
- ⑦ 平成19年度に実施したフェニックス入学者に対するアンケート調査等に基づき、履修基準及び修業年限の弾力化について必要があれば検討する。
- ⑧ 課外活動及びボランティア活動の活性化策及び推進策を実施する。

【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】

- ①a. 基盤科目の内容や課題について検証し改善を図る。
- b. 平成19年度実施の問題点に対応した補充教育の継続的向上を図る。
- ② 少人数教育を実施している授業等の課題などについて整理し、改善に結びつける。
- ③ リメディアル教育の内容を引き続きメディアコンテンツとして学内に公開し、有効性を検証する。
- ④a. 実践的能力・課題解決能力を養成するため、体系的なインターンシッププログラムを検討する。
- b. 学士課程学生に地域連携事業などへの参加機会を継続的に提供する。

【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】

- ① シラバス作成におけるチェック体制について検証する。
- ② 学習成果の評価基準の確立に向けて学生の到達度及び成績に関する基礎データを引き続き収集するとともに、学生の学習意欲を高めるためのチューティング（学生指導）方法等の指導體制を引き続き検討する。
- ③ 到達度を学生に伝達するシステムを実施する上での問題点を検討し、改善につなげる。
- ④ 評価結果に基づくPDCAシステムの構築について前年度の検証を踏まえ引き続き検討する。

（大学院課程）

【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】

- ① 選抜方法及び広報体制を更に充実させ、国内外からの優秀な学生の受入を推進する。
- ② 幅広い年齢層の社会人の受入体制の整備を進める。
- ③ アンケートの分析を基にして特にホームページを改善する。
- ④ 北京研究センターを活用して、アドミッション・ポリシーに応じた入学試験を実施し、留学生の受け入れを拡充する。また、当該事業の評価を行い、改善を実施する。

【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】

- ① 大学院教育改革支援プログラムに採択された5つのプログラムについては、その推進を図る。また、各研究科・専攻レベルで引き続いて大学院教育改革支援プログラムへの申請等を通じ、複合化と社会的ニーズに対応した教育カリキュラムの改善を推進する。
- ② 研究科・専攻、特定の専門分野を超えたカリキュラム編成について可能なところから試案を作成する。
- ③ 各研究科・専攻レベルにおいて、人材養成の目的や、教育目標に合致した組織的、体系的カリキュラムを編成するための検討を行うとともに、可能なものについては実施する。
- ⑤ 博士課程後期の学生の質的向上のために、組織的・体系的な指導を強化するとともに、研究環境の改善に努め、学生による質の高い学術研究を推進する。
- ⑥ 学位の国際性、信頼性をはかるため、博士課程後期のカリキュラムについて、その課題、問題点等について整理し、その改善案を提案する。学位取得基準を明確にした上で周知し、学位取得基準に沿った学位審査を推進する。

【授業形態、学習指導法等に関する具体的方策】

- ① 先端的研究に直結した教育のために、教員との共同研究を通じた指導を強化する方策について継続して検討し、可能なものから実施する。
- ②a. 実践的能力・課題解決能力を養成するため、体系的なインターンシッププログラムを検討する。
- b. 大学院課程学生に地域連携事業などへの参加機会を継続的に提供する。
- ③ 研究科等の特性に応じて、大学院学生の学会発表や学術論文の執筆を促進するための指導や方策を推進する。
- ④ 引き続き、大学院課程における外国語教育のニーズ分析、実施体制について検討を行う。
- ⑤a. 海外教育研究拠点を活用し、国際交流協定校などとの共同研究指導を実施する。
- b. 海外の大学等と連携し共同で実施するジョイントプログラムの開発、及び実施のための具体的検討を進め、一部実施段階に入る。

【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】

- ①a. 各授業の目標や授業方法、成績評価基準をシラバスに明示し、学生に周知させるとともに、より厳格な成績評価を行える体制の整備を進める。
- b. 学位授与基準が全国的、国際的な基準を満たすよう、学位論文審査は、必要に応じて外部審査委員を加え、学位授与基準による公開審査を推進する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【適切な教職員の配置等に関する具体的方策】

- ① 教育主担当教員の拡大策の一つとして大学教員に対する継続雇用制度の整備を図る。
- ② TAの配置状況、TAへの教員の指導について、課題、問題点等を整理し、必要があれば改善する。

【教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策】

- ①a. 全学的な教養教育の講義環境の充実を図るため、老朽化した教育機器等を更新する。
- b. 教育室と連携し、全学の教育用情報環境整備計画（教育用情報端末）に基づいて、整備

内容、運用等の具体化に向けて検討する。

- c. 継続して、学生パソコンの所有を促進するため、学部の協力の下、入学時におけるパソコンの購入を推奨する。
- d. 支線ネットワークの高速化整備を完了する。
- ②a. LL教室及びCALL設備の更新に向けて、教育用情報端末整備WGと連携しながら具体案を策定する。
- b. 遠隔講義システムについて、今後の更新に向けて、テレビ会議システムの市場調査を行うとともに、設備のレンタル化を含む更新方法を検討する。
- ③a. 学術情報の安定的確保のための方針を策定する。
- b. 学術情報リポジトリと学内の関連データベースとの連携を図る。
- c. 引き続き電動集密書架導入計画を策定し、全学的な蔵書スペースの有効活用を図るとともに、研究開発機能を強化し、ハイブリッド型図書館の構築を進める。
- d. ユーザビリティ向上を志向した図書館システムの有効活用を図る。
- e. 情報メディア教育研究センター等と連携し、e-learning等の情報通信技術を活用した情報リテラシー教育の強化・充実を図る。
- f. 教職員向け利用ガイドを利用し、図書館利用支援機能の充実を図る。
- ④ 引き続き学術標本資料の収集及び設備の整備を行う。

【教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策】

- ①a. 学生の授業評価アンケートについて、必要に応じて実施方法やアンケート項目の見直しを図る。
- b. 継続して教育プログラムの点検・評価を実施する。また、点検・評価の方法に関して問題点の有無を調査し、問題がある場合は改善策を検討する。
- ②～③ 教育活動に関して、教員の個人評価の試行結果の検証・分析等を行い、教員個人評価制度の構築を目指す。

【教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策】

- ① 平成19年度に教育室の下に設置したFD推進WGにおいて策定された答申を基に、FDを企画・立案する。
- ② 平成19年度の分析・評価に基づき、全学的な観点から組織的に附属学校をFDの場とした第2回附属学校園合同フォーラムを実施する。また、附属施設をFDの場として活用することについては、高等教育研究開発センターでの開催を検討する。
- ③～④ 学内で作成された教育に関するデジタルコンテンツについて、大学としての利用方法を検討する。
- ⑤ サバティカル研修制度の活用状況等の調査及び必要に応じた改善等を行う。

【全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策】

- ①a. 「英語プロフェッショナル養成特定プログラム」「ドイツ語プロフェッショナル養成特定プログラム」を実施する。
- b. 各特定プログラムの教育内容・教育方法について点検し、さらなる充実を検討する。
- c. 既存の教養教育カリキュラムにおいて、教育内容・教育方法の充実を検討する。

- d. 「情報メディア教育特定プログラム」の全コースの教育内容・教育方法について点検し、さらなる充実を検討する。
- ② スポーツ科学センターにおける更なる教育・研究活動の充実を図ると共に、地域社会との連携事業を継続して行う。

【学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項】

- ①～② 教育プログラムの点検・評価を継続して実施し、教育プログラムの状況を把握する。また、点検・評価の方法に関しても、引き続き検討する。
- 併せて、大学院課程会議において大学院課程の点検・評価を実施する。
- ③～④ 教育プログラムの実施におけるPDC Aサイクルについて、担当教員会が機能しているか点検する。
- ⑤ 平成19年度に策定した「大学院教職高度化計画」について、具体的展開を図るための準備作業を進める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策】

- ② ピア・サポート・システムの更なる充実を図るための具体案を基に実施する。
- ④ 「特色ある大学教育支援プログラム」で検討し、開発できた支援内容を継続する。
- ・ 3キャンパスの支援体制の連携と運用継続。
 - ・ 音声認識技術等を利用した情報保障方法の試行と点検評価による改善。
 - ・ 支援技術リーダー育成カリキュラムの検討継続実施と点検評価による改善。
 - ・ 3キャンパスの施設設備のバリアフリー状況の調査点検と改善計画、優先順位順の改善。
- ⑤ 「学生ボランティアセンター」を活用し、効果的なボランティア活動を実施する。
- ⑥a. 東広島地区、東千田地区、霞地区の担当者による情報連絡会を開催し、キャンパス内の相談体制の充実を図る。
- b. 3キャンパス支援体制の整備と運用の継続及び点検を行う。
- c. 東広島地区と広島地区の人的配置のあり方の検討を継続する。必要に応じて人員配置の見直しと改善を行う。
- d. 附属病院や地域医療機関等との事例検討会、情報交換会を定期的で開催し、治療連携を実施する。
- ⑦ 平成21年度後期稼働を目標に、次期システムを開発する。

【生活相談・就職支援等に関する具体的方策】

- ① 学生への就職支援事業のさらなる発展として、学生のニーズを把握し、それにあった相談システムを検討する。
- ②a. 授業科目「学生生活概論」の内容充実を図り、継続して開講する。また、学生生活指導について、点検・評価し、必要に応じて見直しを行う。
- b. 危機管理対応マニュアルを大学構成員に周知するための講習会等を実施する。また、広島大学危機管理マニュアル体系の一部として位置付ける。
- ③a. 人材バンク登録者名簿をサークル団体に公開し、調整を行う。

- b. 前年度の整備状況を基に「体育施設等長期整備計画」を見直す。
- ④a. 西条共同研修センター利用者パンフレット等による利用促進の効果を検証する。
- b. 継続して、西条共同研修センター及び西条総合運動場の施設整備計画に基づき、整備を進めると共に課題等を整理する。
- c. 継続して、体育会、音楽協議会等の代表者と副学長（教育担当）との懇談会を開催し、学生の意見を聴取することにより、学生組織の整備・充実を支援する。

【経済的支援に関する具体的方策】

- ① 学力が優秀でありながら、経済的理由により大学進学が困難な者を対象に「広島大学フェニックス奨学制度」を導入する。
- ②a. 図書館では、ジュニア・ティーチング・アシスタント制度を活用し、非専門的な業務において本学の大学院生や学生を雇用し、経済的な支援を行う。
- b. 「キャンパスガイド」に学生を雇用し、社会的・実務的経験をさせる。

【社会人・留学生等に対する配慮】

- ③ コミュニケーション言語の多言語化を改善・促進し、コンテンツの充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【目指すべき研究の方向性】

- ① 世界をリードする研究分野を選定し、それを研究拠点として形成するための支援制度を確立する。
- ②a. 個性的な基礎研究の推進策を策定する。
- b. 独創的な研究に対する「広島大学研究支援金」による若手研究者への支援の拡大を図るとともに、独創的な研究への支援に向けた新たな制度を確立する。
- ③a. 学内で措置する各種助成金による公募、支援を継続し、助成金による支援策の実績評価を行う。
- b. 融合的な研究分野の創出とその組織化のための新たな支援策を検討する。
- ④a. 重点研究分野に対応する学内研究グループ、ならびに研究科等の枠を超えた自律的な学内研究グループの活動を支援するとともに新たなグループの組織化を支援する。
- b. 学内研究グループによるプロジェクト型研究活動の推進を支援するとともに、外部資金等を活用した大型プロジェクト研究への発展を推進する。
- ⑤ 平和科学研究体制を確立する。
- ⑥ 「広島大学地域貢献研究」事業を継続実施するとともに、平成19年度に創設した「広島大学地域貢献発展研究」事業の活用を促進し、地域に貢献するための研究を支援する。

【大学として重点的に取り組む領域】

- ① 世界をリードし得る学術研究領域を以下の三つの区分で選び出し、重点的な育成を図ることにより、研究拠点形成を促進する。特に、2)及び3)の学術研究の領域に関しては、国家プロジェクトに積極的に応募できる体制を試行する。
 - 1) 研究課題「放射線災害医療開発の先端的研究教育拠点」は、拠点化する。研究課題「超

速ハイパーヒューマン技術が開く新世界」は拠点形成の最終構想について検討する。「社会的環境管理能力の形成と国際協力拠点」については、その成果を生かしつつ融合領域研究としてグローバルCOEへの申請を目指す。

2) 高いポテンシャルを有する研究領域を中心として拠点化を検討する。(平和、環境など)

3) プロジェクト研究センターなど国際的に高い評価を受ける学術研究領域は重点的育成を図る。

【成果の社会への還元に関する具体的方策】

- ①a. 学内の多様な知的資源の社会還元を一層推進するために、学術情報リポジトリと学内の関連データベースとの連携を図る。
- b. 学内の多様な知的資源を社会へ還元し、その成果により地域の活性化・発展に寄与するための各種施策を継続的に実施する。
- ③ 大学発ベンチャービジネスの起業・育成を推進するための各種施策を実施する。
- ④ 社会的ニーズに応える重点分野の研究を積極的に推進するための環境を整えることを目的として、学内研究組織等と行政・民間組織による地域連携活動等の各種連携施策を継続して実施する。
- ⑤ 出版会において、活動事業計画のもとに学術書等の刊行を行う。
- ⑥ 社会連携関係会議において、社会連携活動全般に係る企画・立案及び業務統括等を行う。

【研究の水準・成果の検証に関する具体的方策】

- ① 国内外及び学内における研究活動の情報を収集・整理し、分析を行う。また情報収集の項目の検討を継続して行う。
- ② 組織単位の研究活動において、明確な研究目標を設定し、研究を推進する。
- ③ 研究活動等の評価に関して、国立大学法人評価、認証評価へ対応した評価を実施する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】

- ① 大学として重点的に取り組む領域を中心に学術研究推進のために必要な研究者等の重点的配置を行う。
- ② 平成19年9月学長提示の「広島大学アクションプラン2007」に基づき、特色ある研究分野の強化と卓越した研究拠点形成の推進のため、研究者の重点的配置を行う。
- ③ 優れた研究業績を上げ、世界をリードし得る研究領域を洗い出し、本学の存在感を高める研究領域の中の重点課題研究に研究者を配置する。
- ⑤a. 外国人研究者に対する支援の強化などにより、国内外からの優れた研究者の招へい策を実施し、改善する。
- b. 世界から優れた外国人研究者を招へい・登用するため、英語による国際公募、宿泊施設の借上げ、学内表示・申請書の多言語化、支援組織のSD(語学研修、国際理解)を更に実施などにより、研究環境や生活環境を積極的に整備し、組織的な受入体制の改善を図る。
- ⑦ 技術センターの整備と充実のため移行計画を段階的に実施する。

- ⑧a. 研究主担当教員の拡大策の一つとして大学教員に対する継続雇用制度の整備を図る。
- b. サバティカル研修制度の活用状況等の調査及び必要に応じた改善等を行う。

【研究資金の配分システムに関する具体的方策】

- ① 学術室の研究推進支援機能を活用し、研究活動の評価を行い、資金の重点投資の見直しをする。
- ②a. 従来の競争的配分システムを見直すとともに新たなシステムを提案する。
- b. 外部資金の獲得に伴うインセンティブを付与するため、競争的資金等に係る間接経費の部局等への配分比率 50%を継続し、外部資金を獲得した研究者への重点配分や受入部局内において研究開発環境の改善及び研究の活性化のために戦略的な配分が可能な仕組みを継続する。

【研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策】

- ①～② 平成19年度に策定した設備計画マスタープランを活用し、研究設備に対する全学的支援を行う。
- ④ 引き続き学術標本資料の収集及び設備の整備を行う。

【知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策】

- ① 産学連携センター知的財産部門の知的財産発掘，権利化，活用の実務機能を，技術移転機関である広島TLOと融合させ，平成20年4月ひろしま技術移転センターを設立する。産学連携センターは，大学の知的財産活用のための全体戦略立案，活動企画，知財管理，教育及び研究を実施する。

また，ひろしま技術移転センターを活用して，積極的に技術移転を促進する。

- ②a. 産学連携センター知的財産部門と広島TLOとの融合組織であるひろしま技術移転センター(平成20年4月設置)との協同により，継続的に知的財産の技術移転を促進する。
- b. 産学連携センターとVBL研究プロジェクトとの連携強化に基づき，技術移転に繋がる研究成果の創出・生産を促進する。

【研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策】

- ① 全学の教員に係る点検・評価及び教員活動状況調査システムを活用して，教員の研究活動・研究成果を把握し，質の向上に資する方策について引き続き検討する。
- ② 研究活動に関して，教員の個人評価の試行結果の検証・分析等を行い，教員個人評価制度の構築を目指す。

【全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策】

- ① 原爆放射線医科学研究所及び本学が戦略的に研究を推進する特別研究センター（放射光科学研究センター（全国共同），ナノデバイス・システム研究センター，高等教育研究開発センター，教育開発国際協力研究センター）の拡充を通じて，全国レベルの共同研究を推進する。
- ② 自然科学研究支援開発センターの利用状況を見直し，学内共同研究の更なる促進を図る。

【学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項】

- ① 新しい知の創造を目指した大規模プロジェクト研究に積極的に参加できるよう，組織にとらわれない研究グループを編成し，それを全学的に支援する体制の見直しをする。

- ② 引き続き平和科学センターの整備・強化を図り、本学の平和科学研究教育の中核的な拠点としてその展開を支援する。
- ③ 特色ある優れた研究グループの組織を時限的に「プロジェクト研究センター」として措置し、その研究領域の推進を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

【地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策】

- ① 産学連携及び地域連携活動に関連する情報を収集・分析し、効果的な施策を検討・実施するとともに、社会連携関係会議で次年度の事業計画を企画する。
- ②a. 地域連携事業を推進するための窓口・コーディネート機能を強化し、民間団体や地方自治体との連携を拡充・強化するための諸施策を継続的に実施する。
(国・地方自治体への審議会委員等としての参画推進及び地方自治体等からの産学官連携職員受け入れ推進等)
- b. 緊急被ばく医療推進センターを中心に、西日本ブロックの原子力発電所の立地府県及びその隣接府県で構築されている地域の緊急被ばくネットワークとの連携推進事業（防災訓練参画、緊急被ばく医療研修会の開催など）を実施する。
- ③ 「広島大学地域貢献研究」事業を実施するとともに、平成19年度に創設した「広島大学地域貢献発展研究」事業の活用を促進し、地域に貢献するための研究を支援する。
- ④a. 学内の教育研究成果のデジタルコンテンツ化を進めるために、学術情報リポジトリと学内の関連データベースとの連携を図る。
- b. 貴重資料のデジタルコンテンツ化を進めるために、学内外研究者等と連携し、図書館研究開発室を中心とした貴重資料の整理機能を強化する。
- ⑥a. 東広島市、福山市及び福山商工会議所との連携体制を強化するため、西条サテライトオフィス及び福山サテライトオフィスにおける地域連携活動を充実させる。
- b. 首都圏所在の企業や民間団体などを訪問し、首都圏でのニーズを継続的に収集するとともに、産学連携センターと協働し、企業との共同研究・受託研究を推進する。
- c. 広島県内の公共図書館との連携を図りながら、地域ニーズに応える方策の検討を進める。
- d. 地域・国際交流プラザ等の図書館施設の有効利用を図り、地域ニーズに応える方策の検討を進める。
- e. 医療情報入手環境調査をもとに、広島県内医療機関と連携した情報支援体制の整備を図る。
- f. 広島県内大学図書館等と連携し、広島県大学共同リポジトリを公開する。

【産学官連携の推進に関する具体的方策】

- ① 国際産学官連携推進のために米国、東南アジア及び欧州にそれぞれ海外拠点を設置し、情報収集や外部資金獲得のための活動を進める。
- ② 企業と学内研究グループとの研究会方式による広島大学発先端テーマ研究会の運営を継続的に支援するとともに、異分野における研究会の支援を学術室と連携して行う。

- ④ 大学の研究技術・成果を広く社会に公開するための各種施策についてより効率的な方策を検討し、実施する。また、シーズデータベース「ひまわり」への掲載情報の充実に努める。
- ⑤ 産学連携センターにおいて、訪問計画に沿った企業訪問を実施し、地域密着度を高めた活動を行うとともに、継続的に企業情報・ニーズを収集することにより、産学連携の推進活動に反映させる。
- ⑥ 中国地域産学官連携コラボレーション会議に積極的に参加し、コラボレーション会議事務局の一員として、継続的に中国地区の産学官連携を推進する。また、関係機関との協働関係を強め、地域企業との連携を深める。
- ⑦ 産学連携センター知財部門と広島TLOとの融合組織であるひろしま技術移転センター（平成20年4月設置）との連携体制を構築する。
- ⑧ 企業等との包括的共同研究を推進する。

【地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策】

- ②a. 放送大学との単位互換モデル構築に向けた研究プロジェクトについて、実施対象・方法等を完成させる。
- b. 教育ネットワーク中国で 単位互換などの教育研究面の交流を継続して推進する。

【留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策】

- ①a. 国際センター（仮称）体制の整備に着手する。
- b. 留学生関連宿舎の入居基準を見直し、新入居基準による入居を開始する。
- ②a. 派遣型中国語サマースクールを更に充実させ実施する。
- b. 海外協定校及びINU加盟大学と連携した教育方法の改善、語学研修、国際理解など教職員の短期・長期派遣型のFD・SDを改善して実施する。
- ③a. 県内大学等が北京研究センターを共同利用して学生募集、語学研修等の活動が行える環境を改善し、実施する。
- b. 海外拠点の設置に関する具体案に基づき、学内関係部署や海外協定校などと引き続き協議を行う。
- ④a. 海外へ情報発信が効果的に行えるよう、英文、中国語ホームページの構成、コンテンツを工夫する。
- b. INU事業であるGlobal Citizenshipの「第3回平和セミナー」を広島で開催する。
- c. INU加盟校や協定校を対象とした日本語・日本文化の受入型サマースクールを改善して実施する。
- d. 協定校との交流実績を定期的に点検・評価する体制整備に着手する。
- ⑤ WebCTを利用した教養教育の授業科目を引き続き開講するとともに、国際大学ネットワーク（INU）と連携し、新たに修士レベルのWebCT授業を開発し提供する。
- ⑥ 米国の認証評価機関の専門家を招へいし、一部プログラムの試行的な認証評価の実施について協議を行う。さらに、新たに欧州の大学とのジョイントプログラム・ディグリーを開発し、教育研究活動の国際標準化を推進する。
- ⑦a. 学内案内表示・各種申請書式等の英訳化を引き続き推進する。

- b. 留学生支援に関する自治体等との連携実施が効率的，効果的に行えるよう，改善・改良のための工夫を検討する。
- c. 私費留学生に対する授業料免除，大学宿舍，奨学金の支援を引き続き推進する。
- ⑧ 既存の「特別プログラム」の運営を引き続き支援するとともに，新たに立ち上げを検討している部局への支援を行う。
- ⑨ 帰国留学生データベースや同窓会を活用した留学生の帰国後のフォローアップ体制，及び帰国留学生向けの大学情報発信の充実を図る。

【教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策】

- ① 教職員の国際的活動能力を育成するためのFD及びSDを改善・充実し，実施する。
- ③a. 途上国の大学や海外協定大学と連携した共同開発事業等を引き続き推進する。また，当該事業の評価を行い，改善を図る。
- b. 国際協力の観点から，本学の図書を海外大学図書館等へ寄贈する制度を検討する。
- ④a. 独立行政法人国際協力機構，その他国際機関等と連携して技術支援事業等への参加を推進する。
- b. J B I C（H16年7月）及びJ I C A（H17年12月）と締結した協力協定に基づく連携事業や人材交流などの国際貢献に全学的参加を啓発，推進するためのFD・SDを更に改善・拡充して実施する。
- ⑤ 各部局におけるJ B I C及びJ I C Aのアジア地域に係る国際協力プロジェクトの受託や人材育成事業による研修員受入れなどを引き続き支援し，アジア地域における人材養成の国際的拠点としての機能整備を一層推進する。

（２）附属病院に関する目標を達成するための措置

【良質な医療人養成の具体的方策】

- ①～③a. 臨床実習教育研修センターにおいて，医科領域の卒後臨床研修カリキュラム及び卒後臨床研修修了後の「後期研修プログラム」を実践する。
- b. 臨床実習教育研修センターにおいて，歯科領域の卒後臨床研修カリキュラムを実践する。
- ④a. 臨床実習教育研修センターと医学部・歯学部・薬学部附属医療人教育開発センターとの連携システムの構築に向けて，更に検討する。
- b. 臨床実習教育研修センターに看護実践教育研修センターの機能を統合させる方策について，更に検討する。
- c. 薬剤師，臨床検査技師，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士等の研修生受入体制構築に向けて，更に検討する。
- d. 医師，歯科医師，看護師，薬剤師及び医療技術職員に相当する技術を有する留学生の受入体制構築に向けた検討に着手する。

【研究成果の診療への反映や先端的医療の展開のための具体的方策】

- ①a. 「臨床研究部」と大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所等との連携による探索医療推進体制について検討する。
- b. 探索医療開発に繋がる基礎研究等への研究費支援などの具体的方策を実施する。

- ②a. 「臨床研究部」と大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所等との連携による先進医療推進体制について検討する。
- b. 先進医療の開発に繋がる基礎研究等への研究費支援などの具体的方策を実施する。
- ③ 先進医療及び治験の検証を実施する。
- ④ 受託研究及び治験の目標受託件数及び目標実施率を設定し，実施する。

【質の高い医療とサービスの提供に関する具体的方策】

- a. 「地域連携室」の機能を充実させる。
- b. クリニカルパスの適用症例を増加させる。
- c. 手術待ち期間を短縮させる。
- d. 東広島キャンパスの歯科診療所の機能を充実させる。
- e. ISO9001による品質マネジメントシステムを実践する。
- f. ICT（インфекション・コントロールチーム），NST（ニュートリション・サポートチーム），緩和ケア・チームを活用したチーム医療を実践する。
- ① 人員配分を含めた診療科の再編成を行う。
- ② 地域の三次被ばく医療機関としての機能を整備，充実させる。
- ③a. 新診療棟を含む病院施設全体の整備計画を作成すると共に，病院施設整備の準備工事に着手する。
- b. 新時代の医療に対応できる環境整備長期計画案について，更に検討する。
- ⑥ 院内のIT化を推進する。
- ⑦ 医療安全に係るISO9001の品質マネジメントシステムを実践する。
- ⑨ 大学院医歯薬学総合研究科，原爆放射線医科学研究所，大学院保健学研究科，大学院教育学研究科等の臨床分野の人材の専門診療等への参加を強化・促進する。

【効率的な経営に関する具体的方策】

- ②a. 毎月，診療科ごとの原価計算に基づき，収支バランスの評価などの経営分析を行う。
- b. 検査部門の効率的運営を実施する。
- ③ 材料（薬品を含む）管理のIT化を進め，医療材料の在庫の50%縮減（平成16年度比）を行う。
- ④a. 契約職員（医科診療医又は歯科診療医等）の員数及び配置並びに処遇の改善を継続して行う。
- b. 医療技術職員の処遇改善を行う。
- c. クラークを活用して，診療報酬請求漏れを減少させる。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

【附属学校の再編・統合に関する具体的方策】

3組織への再編・統合・移転計画を推進する。

【大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策】

- ① 附属学校と大学との高大連携システムの具体案に基づき，高大連携システムの実施に向けて検討する。

- ② 平成19年度に作成した大学と附属学校の相互支援の新システムの具体案に基づき、相互支援の実施に向けて検討する。
- ③ 平成19年度の大学の協力システムの分析・評価結果に基づき、改善策を検討する。
- ④a. 平成19年度に作成した大学との研究連携の新システムの具体案に基づき、教育実践的課題に関する研究の実施に向けて検討する。
- b. 平成19年度に行った共同研究の評価を行い、改善点を検討し実施する。
- c. 研究成果を発表するため、第2回全国フォーラムを開催する。
- ⑤ 教員養成会議の検討結果に基づき、教育実習を実施する。

【学校運営の改善に関する具体的方策】

- ①a. 学校運営の現状調査を行い、分析・評価を行う。
- b. 平成19年度の実施結果をもとに、新たな学校評価制について分析・評価を行い、改善を検討する。
- c. 平成19年度の改善案をもとに、教員の総合的業績評価制度を実施する。
- ② 老朽化した校舎・施設等の改善計画を進めるとともに、可能なものから整備を行う。
- ③a. 学校運営方法について分析・評価を行い、検討する。
- b. 平成19年度の評価結果に基づき改善案を作成し、附属学校関係電子掲示板を活用した学校業務の円滑化の実施に向けて検討する。
- c. 個人情報の取扱いについて分析・評価を行い、検討する。

【附属学校の目標を達成するための入学者選抜方法の改善に関する具体的方策】

新しい入学調査方法による入学調査を実施する。

【公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策】

- a. 平成19年度の公立学校からの短期交流研修の検討結果に基づき、短期交流研修を実施する。
- b. 平成19年度の公立学校との人事交流の検討結果に基づき、公立学校との人事交流の実施に向けて協議する。

【全国的に模範となる教育を行うための具体的方策】

- a. 平成19年度の評価を行い、教育課程の効果について検討する。
- b. 特色ある教育実践成果について、第2回全国フォーラムを開催する。
- c. 継続して、SSH・研究開発学校等の文部科学省の各研究指定事業や科学研究費補助金等に積極的に応募する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

【全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策】

- ①a. 大学運営・経営等に関する最新重要情報を分析するためのシンクタンクを設置し、学内関係者に情報提供を行う。
- b. 学生支援や教育研究拠点形成事業のための戦略的活用財源を確保するとともに、部局長等意見交換会をはじめとする多様な意見・立場によるニーズ等を十二分に掌握し、早急且

つ重点的に取り組むべき事項に対して、トップダウンによる重点的な配分を行う。

- ③a. 理事・副学長マネジメントレビュー及び学長マネジメントレビューの運用を確立する。
- b. 他機関等の状況を参考にしながら、前年度行った研修内容等を検討するとともに公益通報者保護体制の点検を行い、必要に応じて改善する。

【運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策】

- ①a. 次期事務用電子計算機システムを更新する。
- b. 現在の電子事務局の機能を改善・強化した新電子事務局に移行する。
- c. 教職員間の情報共有のために、広報的視点から電子事務局の活用を図る。
- d. 部局長等意見交換会及び大学執行部による学部（学科）・研究科（専攻等）の構成員との意見交換会を活用し、構成員の意見を汲み上げた大学運営を実施する。
- ②a. 学内コンセンサスに留意しつつ、教育研究の活性化を図るため、学長及び理事等からなる運営体制により、機動的・弾力的な企画・立案・改善を行う。
- b. 企画・立案・改善体制の確立のため、学長マネジメントレビューの運用を確立する。
- ③a. 各組織の目標管理の定着に向けて、管理職研修を実施する。
- b. 各組織の目標管理の定着を促進するため、一般職員研修を試行する。

【研究科長等を中心とした機動的・戦略的な研究科等運営に関する具体的方策】

- ① 研究科長等の業務の一部を分担し、補佐するために置く副研究科長等について、研究科長等の裁量権を拡大する。

【教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策】

バランス・スコアカードを用いた目標管理による業務体制を検証し、改善を図る。

【全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策】

- ① 全学的視点からの効率的な人的資源配分のために「部局分（「部局基礎分」と「部局付加分）」及び「全学調整分」による教員の人員配分を行う。

【内部監査機能の充実に関する具体的方策】

- a. 前年度に実施した監査結果に基づくフォローアップ検査を実施し、内部監査の充実を図る。
- b. 特定のテーマを設定し、課題の整理や対応策等を検討する業務監査を実施する。
- c. 監事と連携して監査を実施する。

【国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策】

教育研究などの質的向上や業務運営の効率化のために、大学間で連携・協力した事業を継続的に実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【教育研究組織の見直しの方向性】

- ① 平成19年度に検討した「広島大学における専門職大学院の在り方について」に沿った教育体制の多様化・充実化を推進する。
- ⑤ 本学の特色を生かした教員養成系の整備構想の1つである教育学研究科の「教職高度化計画」を推進する。

- ⑥ 「広島大学アクションプラン2007」に基づき、教育組織（学生組織）と研究組織（教員組織）を分離した柔軟な教育研究体制による大学院再編を検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

【人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策】

- ①～②a. 教員の個人評価試行結果の検証・分析等を行い、教員個人評価制度の構築を目指す。
- b. 大学教員以外の職員について、公務員制度改革の動向等を踏まえ、公正な人事評価システムの導入を図り、業務運営等に係る業績等に応じた処遇を実現することにより、潜在能力を十分に発揮できる環境整備を行う。
- ③a. 教員の勤務成績に応じて、休暇等の面で配慮することが可能な制度として、平成19年度に導入したサバティカル研修制度の活用状況等の調査及び必要に応じた改善等を行う。
- b. 大学教員以外の職員の人事評価結果を、昇進、昇給及び賞与等へ反映させるための基準・方法の基本方針等に基づき、既に導入済みの給与制度等により処遇への反映を図る。

【柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策】

- ① 柔軟で多様な勤務形態について、継続的に検討し、必要に応じて導入する。
- ② 大学教員以外の職員について、再雇用制度の円滑な運用を図るとともに、大学教員についても継続雇用制度の整備を図る。
- ③ 教育担当教員、研究担当教員、診療担当教員及び教育研究支援担当教員などを配置する制度の拡大を図るとともに、拡大策の一つとして大学教員に対する継続雇用制度の整備を図る。

【外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策】

- ②a. 男女共同参画推進に向けての行動計画を踏まえ、女性教員等の採用を促進するための諸施策を継続的に検討・導入する。
- b. 保育施設の円滑な運用を図る。

【事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策】

- ① 事務職員等の能力と業績を適切に評価するとともに、その結果を身上調書等により得られた職員の意向も考慮の上、配置と処遇への反映を図る。
- ② 事務職員のキャリアパスを明確化するとともに、職務や職種の特성에応じた複線型のキャリア体系について、段階的な確立を図る。
- ④ 専門性向上に適した研修の改善・充実を図るとともに、他機関の共同事業又は主催事業の研修等の受講を継続的に推進・支援するほか、人事評価システム及び身上調書制度を活用した人材育成を図る。

【中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策】

- ① 教育研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に関する企画・立案を行うとともに、人件費削減への対応を踏まえた全学的視点からの人件費（人員）管理による教職員人事の適正化を継続的に推進する。
- ②a. 教員数の各部局への配分は、部局長裁量分としての「部局基礎分」並びに学長裁量分

としての「部局付加分」及び「全学調整分」の3区分を基本として行う。

- b. 事務職員の配置は、業務組織の見直し及び業務改善を踏まえた需要や必要性に応じて行う。
- ④ 全学的な人員管理の方針の下、教室系技術職員については各部局等の意見・要望等を含めて、技術センター運営会議で限られた資源の効率的・弾力的利用を推進する。
- ⑤ 中期計画の人員費削減を踏まえ、概ね1%の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策】

- ①a. 業務の見直し等により、法人本部のスタッフをスリム化して、学生支援及び教員支援を充実・強化するため、業務組織（事務組織）を整備する。
- b. 部局業務組織(事務組織)は、部局長支援と教育研究活動支援の両グループをひとつに統合し、担当をわかりやすくした業務組織として整備する。
- ②a. 各部署で共通的に行う業務の効率化・高度化を図るため、業務マニュアルの改訂等を随時行う。
- b. 作成されたマニュアル等を電子事務局等に掲載（随時更新）し、情報や業務ノウハウの共有化を図る。
- ③ バランス・スコアカードを用いた目標管理による業務体制を検証し、改善を図る。
- ④a. 次期事務用電子計算機システムを更新する。
- b. 現在の電子事務局の機能を改善・強化した新電子事務局に移行する。
- c. 新電子事務局を利用して、新電子掲示板による情報共有を一層推進するとともに、様々な業務を電子的に行うシステムの拡充にも対応可能な体制を構築する。
- ⑤a. 機能を改善強化した新文書管理システムを利用して、ファイル作成メンテナンスや廃棄簿作成業務等を行い文書処理業務の迅速化を図る。
- b. 保存期間満了文書の文書館への移管及び廃棄手順をマニュアル化し指導する。
- ⑥a. 開発した大学経営指標分析システムの運用を行う。
- b. ERPを用いた会計支援システムの稼働を開始する。

【業務のアウトソーシング等に関する具体的方策】

- ①～②a. コア業務以外の業務の外部委託化を進め、運営組織のスリム化を推進する。
- b. 業務委託内容の見直しを行い、費用対効果や委託内容の検討を引き続き行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策】

- ①a. 全学的な外部資金獲得策を検討するため、競争的資金獲得プロジェクトによるデータの収集整理とニーズ、シーズのマッチングを推進する。
- b. 平成19年度に設立した広島大学基金について、Web上からでも寄附申込が可能な機能を持ったホームページを開設する。また、開設に伴い寄附金取扱規則及び寄附金受入事

務取扱細則の改正を行う。

【収入を伴う事業の実施に関する具体的方策】

- ①a. クリニカルパスの適用症例を増加させる。
- b. 病床管理機能を強化する。
- ② 診療報酬査定減率は、平成16年度（0.52%）の水準を維持する。
- ③ 病院管理会計システムを活用して、診療経費を節減する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【管理的経費の抑制に関する具体的方策】

- ① 全学的な管理的経費（光熱水料、施設維持管理経費、管理運営を補助する職員の人件費等）の効率的執行、既存経費の見直し計画を実施するとともに、全学的予算管理、一括契約及び業務の外部委託等の方針を継続し、更なる経費抑制、経費削減及び事務負担の軽減化に努める。
- ②a. 光熱水料の目標値（前年度比削減）の達成に向け、インセンティブが働く学内システムを継続する。
- b. エネルギーについては、管理標準を見直し、消費原単位の削減目標を前年度比1%とする。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策】

- ① 全学的管理である全学共用スペースを拡充して、効率的・効果的な運用を推進する。
- ② 安定的な教育研究活動を支援するため、施設の使用状況実態調査を毎年実施し、改善事項を部局等へ報告する。また、基礎配分施設面積基準（広大版基準面積）により、部局等の使用面積の是正を図る。
- ③ 講義室等の利用実態調査を基に新たなスペース整備計画案を策定する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【自己点検・評価の改善に関する具体的方策】

- ① 「自己点検・評価」、「国立大学法人評価」、「認証評価」に対応した自己点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルの定着を目指す。
- ② ERPを用いた組織情報収集・提供システムの運用を開始し、各組織でのデータ利用について普及を図る。
- ③a. 教員活動状況調査システムによる各種分析方法を開発する。
- b. 各組織の目標管理の定着に向けて、管理職研修を実施する。
- c. 各組織の目標管理の定着を促進するため、一般職員研修を試行する。

【評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策】

- ② 各組織が行う点検・評価及びそれに基づいた改善結果について、学長室において全学的

視点から分析・再評価し、それに基づいて学長は中期計画を達成するため、学長マネジメントレビューの運用を確立する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

【大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策】

- ①a. 「広島大学ウェブマネジメントシステム」による、部局サイトの整備を完了する。
- b. ホームページ，広報紙等を活用して，積極的な情報提供を継続的に行う。
- ②a. 各種出版物やホームページの整備を更に充実する。
- b. 外国への広報（広報パンフレット，ウェブページの作成・管理等）を効果的・効率的にする方策を引き続き検討し，改善を図る。
- c. 学内の財務状況については，「財務報告書」の作成・配布やホームページ上での公開及び学内広報誌・会議等を活用して，地域社会や学内構成員等に向け，多くの情報を簡易でよりわかりやすい形で積極的に提供する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

【施設等の整備に関する具体的方策】

- ① 策定した交通整備計画により整備を継続する。
- ② 安全と環境に配慮し，キャンパスの特性を活かした教育研究環境の整備を継続する。
- ③ 老朽した施設の整備を継続する。
- ④a. キャンパス情報ネットワーク（HINET）の更新を完了する。
- b. 次期事務用電子計算機システムを更新する。
- c. 現在の電子事務局の機能を改善・強化した新電子事務局に移行する。
- d. 教育研究用計算機システムの更新計画を策定する。
- e. 総務室や情報メディア教育研究センター等と連携しながら，セキュリティとユーザビリティを両立させる図書館システムの有効活用を図る。
- f. 情報メディア教育研究センター等と連携しながら，学生の学習環境改善のために，情報セキュリティに優れた図書館内の教育用パソコンの整備について検討する。

【施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策】

- ①a. 施設マネジメント支援のためのシステムを確立させる。
- b. 施設整備基本計画の策定・見直しを行う。
- ② 施設の利用状況調査等を毎年実施し，効果的な改修整備と施設の有効活用のための方策を見直す。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策】

- ①a. 危険薬品等の管理，防災対策，廃棄物処理など学内構成員ならびに周辺住民の安全に関わる学内の対応を定期的（毎月）に点検する。また，5S（整理，整頓，清潔，清掃，

習慣)の実行を浸透させ、必要な安全管理・事故防止対策を講ずる。

b. 薬品管理システムを稼動する。

② 各キャンパスの防災マニュアルに基づき防災訓練を実施する。また、地域とも連携した防災訓練も行う。

③ 模範的なキャンパスの実現を図るため、P R T R法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)等の遵守、適正な廃棄物処理の徹底等を全学に周知する。

④ 環境安全センターにおいて、継続して実験廃液の処理を含めた環境管理並びに学生及び職員の安全管理に関する専門的業務を行うとともに、環境及び安全に関する教育研究を行い、大学の環境管理と安全管理を行う。平行して環境管理と安全衛生管理業務を行う支援組織の充実を図る。

【学生等の安全確保等に関する具体的方策】

① 化学物質管理、廃水廃棄物管理に関わる環境・安全教育を理系学生を対象に入学時等定期的に実施する。

②a. 「学生生活の手引」は冊子とW e bを併用し、内容はタイムリーなものに充実する。Q & Aの掲載を検討する。

b. リスクマネジメント体制の検証・改善を行い、必要に応じて危機管理マニュアルを改訂する。

c. 危機管理対応マニュアル、緊急連絡網を点検し、不備な点についての改善を講じ、引き続きセミナー・講習会を実施する。

③ 危険薬品類の取扱いや室内環境衛生対策などの安全衛生教育は入学時を含め定期的に実施する。

④ 情報セキュリティ対策の実施状況の点検に基づいて改善策を検討・実施する。

⑤a. 情報セキュリティ啓発運動を実施する。

b. 情報セキュリティ教育を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

67億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ① 病院における建物新営及び改修等工事並びに病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学霞団地の敷地及び建物について、担保に供する。
- ② 東千田団地の土地の一部（広島県広島市中区東千田町一丁目1番56 98.30 m²）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び運営組織の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・（霞）耐震対策事業	総額 2,009	施設整備費補助金（ 1,404 ）
・（翠他）耐震対策事業		長期借入金 （ 515 ）
・（医病）基幹・環境整備		国立大学財務・経営センター施設費 交付金
・小規模改修		（ 90 ）

注）金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

（1）人事評価システムの整備・活用

- ① 教員の個人評価試行結果の検証・分析等を行い、教員個人評価制度の構築を目指す。
- ② 大学教員以外の職員について、公務員制度改革の動向等を踏まえ、公正な人事評価システムの導入を図り、業務運営等に係る業務等に応じた処遇を実現することにより、潜在能力を十分に発揮できる環境整備を行う。
- ③ 大学教員以外の職員の人事評価結果を、昇進、昇給及び賞与等へ反映させるための基準・方法の基本方針等に基づき、既に導入済みの給与制度等により処遇への反映を図る。
- ④ 教員の勤務成績に応じて、休暇等の面で配慮することが可能な制度として、平成19年度に導入したサバティカル研修制度の活用状況等の調査及び必要に応じた改善等を行う。

(2) 柔軟で多様な人事制度の構築

- ① 柔軟で多様な勤務形態について、継続的に検討し、必要に応じて導入する。
- ② 大学教員以外の職員について、再雇用制度の円滑な運用を図るとともに、大学教員についても継続雇用制度の整備を図る。
- ③ 教育主担当教員、研究主担当教員、診療主担当教員及び教育研究支援主担当教員などを配置する制度の拡大を図るとともに、拡大策の一つとして大学教員に対する継続雇用制度の整備を図る。

(3) 外国人・女性等の教員採用の促進

- ① 男女共同参画推進に向けての行動計画を踏まえ、女性教員等の採用を促進するための諸施策を継続的に検討・導入する。
- ② 保育施設の円滑な運用を図る。

(4) 事務職員等の採用・養成・人事交流

- ① 事務職員等の能力と業績を適切に評価するとともに、その結果を身上調書等により得られた職員の意向も考慮の上、配置と処遇への反映を図る。
- ② 事務職員のキャリアパスを明確化するとともに、職務や職種の特性に応じた複線型のキャリア体系について、段階的な確立を図る。
- ③ 専門性向上に適した研修の改善・充実を図るとともに、他機関の共同事業又は主催事業の研修等の受講を継続的に推進・支援するほか、人事評価システム及び身上調書制度を活用した人材育成を図る。

(5) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理

- ① 教育研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に関する企画・立案を行うとともに、人件費削減への対応を踏まえた全学的視点からの人件費（人員）管理による教職員人事の適正化を継続的に推進する。
- ② 教員数の各部局への配分は、部局長裁量分としての「部局基礎分」並びに学長裁量分としての「部局付加分」及び「全学調整分」の3区分を基本として行う。
- ③ 事務職員の配置は、業務組織の見直し及び業務改善を踏まえた需要や必要性に応じて行う。
- ④ 全学的な人員管理の方針の下、教室系技術職員については各部局等の意見・要望等を含めて、技術センター運営会議で限られた資源の効率的・弾力的利用を推進する。
- ⑤ 中期計画の人件費削減を踏まえ、概ね1%の削減を図る。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数 2,619人
また、任期付職員数の見込みを 516人とする。

(参考2) 平成20年度の人件費総額見込み32,849百万円(退職手当は除く。)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成20年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	27,132
施設整備費補助金	1,404
補助金等収入	346
国立大学財務・経営センター施設費交付金	90
自己収入	29,066
授業料及入学金検定料収入	9,081
附属病院収入	19,554
財産処分収入	20
雑収入	411
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	5,116
引当金取崩	116
長期借入金収入	515
目的積立金取崩	868
計	64,653
支出	
業務費	48,233
教育研究経費	30,350
診療経費	17,883
一般管理費	6,719
施設整備費	2,009
補助金等	346
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	5,116
長期借入金償還金	2,220
国立大学財務・経営センター施設費納付金	10
計	64,653

(注) 「運営費交付金」のうち, 平成20年度当初予算額26,652百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額480百万円

「施設整備費補助金」は平成20年度当初予算額70百万円, 前年度よりの繰越額1,334百万円

〔人件費の見積り〕

期間中総額32,849百万円を支出する。(退職手当は除く。)

(うち, 総人件費改革に係る削減対象となる人件費総額24,251百万円)

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	61,751
經常費用	61,751
業務費	56,456
教育研究経費	7,689
診療経費	10,878
受託研究費等	2,345
役員人件費	135
教員人件費	22,524
職員人件費	12,885
一般管理費	1,694
財務費用	416
雑損	0
減価償却費	3,185
臨時損失	0
収入の部	62,345
經常収益	62,283
運営費交付金	26,985
授業料収益	6,994
入学金収益	1,178
検定料収益	247
附属病院収益	19,554
受託研究等収益	2,846
補助金等収益	322
寄附金収益	1,612
財務収益	80
雑益	972
資産見返運営費交付金等戻入	585
資産見返補助金等等戻入	13
資産見返寄附金戻入	504
資産見返物品受贈額戻入	391
臨時利益	0
純利益	532
目的積立金取崩益	62
総利益	594

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	70,961
業務活動による支出	58,216
投資活動による支出	4,217
財務活動による支出	2,220
翌年度への繰越金	6,308
資金収入	70,961
業務活動による収入	61,080
運営費交付金による収入	26,652
授業料及入学金検定料による収入	9,081
附属病院収入	19,554
受託研究等収入	3,438
補助金等収入	346
寄附金収入	1,678
その他の収入	331
投資活動による収入	1,594
施設費による収入	1,494
その他の収入	100
財務活動による収入	515
前年度よりの繰越金	7,772

別表（学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数）

総合科学部	総合科学科	520人
文学部	人文学科	580人
教育学部	第一類（学校教育系）	720人 (うち教員養成に係る分野 720人)
	第二類（科学文化教育系）	352人
	第三類（言語文化教育系）	336人
	第四類（生涯活動教育系）	352人
	第五類（人間形成基礎系）	220人
法学部	法学科 昼間コース	580人
	夜間主コース	180人
経済学部	経済学科 昼間コース	620人
	夜間主コース	260人
理学部	数学科	188人
	物理科学科	264人
	化学科	236人
	生物科学科	136人
	地球惑星システム学科	96人
	学部共通3年次編入学	20人
医学部	医学科	600人 (うち医師養成に係る分野 600人)
	保健学科	520人
	総合薬学科（注1）	60人
歯学部	歯学科	355人 (うち歯科医師養成に係る分野 355人)
	口腔保健学科	160人
薬学部	薬学科	114人
	薬科学科	66人
工学部	第一類（機械システム工学系）	420人
	第二類（電気・電子・システム・情報系）	540人
	第三類（化学・バイオ・プロセス系）	460人
	第四類（建設・環境系）	540人
	学部共通3年次編入学	20人

生物生産学部	生物生産学科	380人
総合科学研究科	総合科学専攻	180人 〔うち修士課程 120人〕 〔 博士課程 60人〕
文学研究科	人文学専攻	224人 〔うち修士課程 128人〕 〔 博士課程 96人〕
教育学研究科	学習科学専攻	38人 〔うち修士課程 38人〕
	特別支援教育学専攻	5人 〔うち修士課程 5人〕
	科学文化教育学専攻	70人 〔うち修士課程 70人〕
	言語文化教育学専攻	68人 〔うち修士課程 68人〕
	生涯活動教育学専攻	50人 〔うち修士課程 50人〕
	教育学専攻	30人 〔うち修士課程 30人〕
	心理学専攻	38人 〔うち修士課程 38人〕
	高等教育開発専攻	10人 〔うち修士課程 10人〕
	学習開発専攻	27人 〔うち博士課程 27人〕
	文化教育開発専攻	66人 〔うち博士課程 66人〕
	教育人間科学専攻	54人 〔うち博士課程 54人〕
	障害児教育学専攻（注2）	5人 〔うち修士課程 5人〕
	社会科学研究科	法政システム専攻
社会経済システム専攻		80人 〔うち修士課程 56人〕 〔 博士課程 24人〕
マネジメント専攻		98人

			[うち修士課程 56人] [博士課程 42人]	
理学研究科	数学専攻	77人	[うち修士課程 44人] [博士課程 33人]	
	物理学専攻	99人	[うち修士課程 60人] [博士課程 39人]	
	化学専攻	79人	[うち修士課程 46人] [博士課程 33人]	
	生物科学専攻	84人	[うち修士課程 48人] [博士課程 36人]	
	地球惑星システム学専攻	35人	[うち修士課程 20人] [博士課程 15人]	
	数理分子生命理学専攻	79人	[うち修士課程 46人] [博士課程 33人]	
	先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	86人	[うち修士課程 50人] [博士課程 36人]
		分子生命機能科学専攻	81人	[うち修士課程 48人] [博士課程 33人]
半導体集積科学専攻		51人	[うち修士課程 30人] [博士課程 21人]	
保健学研究科	保健学専攻	119人	[うち修士課程 68人] [博士課程 51人]	
工学研究科	機械システム工学専攻	139人	[うち修士課程 82人] [博士課程 57人]	
	複雑システム工学専攻	81人	[うち修士課程 48人] [博士課程 33人]	
	情報工学専攻	93人		

生物圏科学研究科	物質化学システム専攻	123人	[うち修士課程 54人] [博士課程 39人]	
	社会環境システム専攻	149人	[うち修士課程 72人] [博士課程 51人]	
	生物資源科学専攻	96人	[うち修士課程 86人] [博士課程 63人]	
	生物機能開発学専攻	84人	[うち修士課程 60人] [博士課程 36人]	
	環境循環系制御学専攻	65人	[うち修士課程 48人] [博士課程 36人]	
			[うち修士課程 38人] [博士課程 27人]	
	医歯薬学総合研究科	創生医科学専攻	228人	[うち博士課程 228人]
		展開医科学専攻	184人	[うち博士課程 184人]
		薬学専攻	122人	[うち修士課程 86人] [博士課程 36人]
		医歯科学専攻	40人	[うち修士課程 40人]
国際協力研究科	開発科学専攻	152人	[うち修士課程 86人] [博士課程 66人]	
	教育文化専攻	98人	[うち修士課程 56人] [博士課程 42人]	
法務研究科	法務専攻	180人	[うち専門職学位課程 180人]	
特別支援教育特別専攻科		30人		

附属小学校	480人 学級数 12
附属東雲小学校	552人 学級数 18
附属三原小学校	480人 学級数 12
附属中学校	360人 学級数 9
附属東雲中学校	264人 学級数 9
附属三原中学校	240人 学級数 6
附属福山中学校	360人 学級数 9
附属高等学校	600人 学級数 15
附属福山高等学校	600人 学級数 15
附属幼稚園	90人 学級数 3
附属三原幼稚園	160人 学級数 5

(注)

注1. 医学部の総合薬学科は、平成18年度に薬学部（薬学科及び薬科学科）へ改組。

その収容定員は、平成20年度限りである。

注2. 教育学研究科の障害児教育学専攻は、平成20年度に特別支援教育学専攻へ名称変更。

その収容定員は、平成20年度限りである。